税理士情報ネットワーク
TAINS
Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

年金受給権の二重課税問題が決着！
平成22年7月6日最高裁判決

正木　洋子〔目黒〕

はじめに

年金受給権の二重課税問題が争われた「長崎年金訴訟」は、夫の死亡により生命保険会社から特約年金を受けることになった女性が、相続税が課税されたはずなのに、なぜ特約年金に所得税が課税されるのだろうかという疑問を抱き、その素朴な疑問に真摯に向き合った税理士と共に、国の長年の課税実務に挑んだ訴訟です。

一審は二重課税に当たるとして納税者勝訴となりましたが、控訴審は国の主張を認め一転納税者敗訴となりました。納税者側が上告し、平成22年7月6日、最高裁第三小法廷は原判決を破棄し、第一審の更正処分取消しが確定しました。

最高裁判決は結論において第一審と同じとなりましたが、二重課税に関する判断では必ずしも同様ではありません。そこで、争点ごとに裁判所がどのような判断をしたのかを検証し、社会的に大きな波紋を呼んだこの訴訟の意義を考察してみましょう。

1　事案の概要と争点

上告人甲（被控訴人・原告）の夫乙は、乙を契約者及び被保険者、甲を受取人とする年金払生活保障特約付終身保険契約をA生命保険会社と締結していたところ、平成14年10月28日に死亡しました。甲は、保険契約に基づき、死亡保険金4000万円を受け取る権利と特約年金として平成14年10月28日から平成23年まで、毎年10月28日に230万円ずつ受け取る権利、年金受給権を取得しました。

甲は、平成14年11月8日、A生命保険会社から第1回目の特約年金として、230万円から所得税法208条所定の源泉徴収税額22万8000円を控除した金額の支払を受けたところ、平成14年分の所得税確定申告において、特約年金の額を各種所得の計算上収入金額に計上しませんでした。長崎税務署長は、特約年金の額から必要経費を控除した金額220万8000円を雑所得の金額と認定する更正処分を行いました。

甲は、平成15年8月27日、乙に係る相続税の申告書を提出しており、その相続財産には、本件年金受給権の総額2300万円に0・6を乗じた1380万円が含まれています。

本件訴訟の争点は、①本件特約年金はみなし相続財産に当たるか否か、②所得税法上の所得に当たるか否か、③所得税法9条1項15号により非課税とされるか否かです。

2　第一審の判断

（平18・11・7長崎地裁・Z256－10564・全部取消し）

(1)　本件年金受給権は、乙を契約者兼被保険者とし、甲を保険金受取人とする生命保険契約に基づくものであり、その保険料は事故が発生するまで乙が払い込んだものであるから、年金の形で受け取る権利であるとしても、実質的にみて甲が相続により取得したのと同視すべき関係にあり、相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に当たると解するのが相当である。

(2)　相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価に引き直したものであるから、これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らかであって、所得税法9条1項15号の趣旨により許されないものといわなければならない。

3　控訴審の判断

（平19・10・25福岡高裁・Z257－10803・原判決取消し）

(1)本件年金受給権は、年金の形で受け取る権利であるが、乙の相続財産と実質を同じくし、乙の死亡を基因として生じたものであるから、相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当すると解される。そうすると、甲は、乙の死亡により、本件年金受給権を取得したのであるからその取得は相続税の課税対象となる。

(2)本件年金は、10年間、保険事故発生日の応答日に本件年金受給権に基づいて発生する支分権に基づいて、甲が受け取った最初の現金であり、本件年金受給権とは法的に異なるものであって、乙の死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当せず、所得税法9条1項15号所定の非課税所得に該当しないと解される。したがって、本件年金に係る所得は所得税の課税対象となるものというべきである。

4　最高裁の判断

（平22・7・6最高裁・Z888－1536・破棄自判）

(1)　所得税法9条1項は、その柱書きにおいて「次に掲げる所得については、所得税を課さない。」と規定し、その15号において「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）」を掲げている。同項柱書きの規定によれば、同号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。

(2)　そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税の二重課税を排したものであると解される。

(3)　本件年金受給権のうち有期定期金債権に当たるものについては、相続税法24条1項1号の規定により評価された価額が相続税の課税対象となるが、この価額は当該年金受給権の取得の時における時価、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人の死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その金額と残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、上記現在価値を元本とした場合の運用益の合計額に相当するものと解される。

したがって、上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならないものというべきである。

最後に

「租税法　第十五版」では、最高裁の判断と同様に年金の受領額から相続税課税対象額を控除した金額が所得税の課税対象となるべきであろうと述べられています（171頁注書き）。

なお、TAINSの本文には上告受理申立書等の資料が収録されていますので、ご参照ください。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室
03-5496-1416

iCompassリモートPCで、
出先も事務所と同じ仕事環境になる。

インターネットが利用できる環境なら、
iCompassリモートPCで、
どこからでも事務所の
パソコンを遠隔操作！
設備購入や特別の準備は
必要なく、導入後即使えます。

書類を忘れた。
事務所には誰もいない…。
事務所のパソコンを遠隔操作できるから、
データを瞬時に呼び出せる。
よかった、ほっ。

顧問先でデータの
部分修正が必要になった…。
事務所のパソコンを
遠隔操作して即修正。
よかった、ほっ。

パソコンを持ち歩くたびに、
盗難や情報漏洩の
ことで内心ヒヤヒヤ…。
出先から事務所のパソコンを
操作できるから、もうその心配は無用。
よかった、ほっ。

MJSイメージキャラクター
ラモス瑠偉

書類やパソコンを持ち歩く必要がなく、
セキュリティは万全。顧問先も、きっと大満足！

インターネットが利用できる環境なら、どこからでも事務所のパソコンにアクセスして遠隔操作がOK。書類やパソコンを持ち歩く必要はありません。在宅勤務や外回りを行う職員の方も、事務所にいるのと同じように処理できます。パソコンの盗難・紛失が防げ、情報漏洩の心配もなくなって、セキュリティは万全！

Secure Remote Service iCompassリモートPC

MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー 株式会社ミロク情報サービス
●お問合せ：東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階　TEL.03-5326-0381
●本社：東京都新宿区四谷4-29-1　TEL.03-5361-6369（代表）●拠点/30支社・3営業所
今すぐ！ MJS 検索